

「司法処分」編

司法処分とは、事業主が労働安全衛生法等に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検することである。

労働基準監督官が行う司法捜査には、大きく分けて2つの場合がある。1つは、労働条件に関する法令違反の捜査である。具体的には、賃金不払いや解雇等での場合に「労働基準法」等の法令に基づき捜査を行う。もう1つは、労働災害防止に関する法令違反の捜査である。死亡災害や重篤な災害等が発生した時に「労働安全衛生法」等の法令に基づき捜査を行う。

どちらも、捜査の基本は、証拠を集め、その証拠に基づき取り調べを行い、法令違反の全容を解明していくことである。

物的証拠を集めるに際し、任意に提出してもらえないときや明らかに物を隠していることがわかっている場合は、裁判所から令状をもらい、強制捜査（ガサ入れ）を行い、物証を押さえることもある。

取り調べは、労働基準監督官の能力が試される場面でもある。

参考人や被疑者から事情を聴き、供述調書を作成するになるが、真実を解明するため、供述人からじっくりと話を聴き、証拠を示し、つじつまが合わないときは、鋭い指摘もしなければならない。

真実を正直に話してもらうためには、正に聴き手の器量が問われるのである。

証拠物を押さえ、供述調書を作成したら、後は、捜査報告書などの書類をまとめ、地方検察庁へ書類送検を行い、これで、一応、捜査終了となる。

司法処分は、労働基準監督官にとって、重要な仕事の1つである。

